

新座市建設工事等指名競争入札〈郵便方式〉参加者心得

(平成21年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに施設維持管理の業務委託に係る指名競争入札について、郵便による入札に参加することとされた者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(指名の通知)

第2条 入札参加者への指名の通知は、直接、入札参加者に対してファクシミリ送信により連絡し、その後、指名通知書を郵送することにより行うものとする。

(指名の取消し)

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加の指名を取り消すものとする。

第4条 入札参加者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

第5条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成21年4月9日市長決裁)による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領(平成21年6月1日市長決裁)に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

(設計図書の配布)

第6条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書」という。)の配布は、原則として、入札参加者が市のホームページから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

2 入札参加者は、ホームページを利用して設計図書を閲覧することができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第7条 配布された設計図書に対する質問は、指名通知書に記載された期日までに、所定の様式により、指名通知書において指定した方法で行うものとする。

2 質問に対する回答は、指名通知書に記載された期日に、回答書を指名通知書において指定した方法で入札参加者に送付して行う。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札心得等の熟知)

第9条 入札参加者は、この心得のほか、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）、新座市建設工事等指名競争入札実施要領（平成22年9月3日市長決裁）、契約基準約款、設計図書（質問及び回答書を含む。）及び指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

(入札書等の提出)

第10条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書、工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、指名通知書に定めた期間内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事又は業務委託の件名及び入札参加者の商号又は名称を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類を入れ、封筒の表面に、「新座郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、工事又は業務委託の件名、施行場所名、差出人住所、入札参加者の商号又は名称及び連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

2 郵送先は、新座郵便局留とする。

3 入札書等は、書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックのいずれかの郵送方法で提出し、提出期間内に郵送先（新座郵便局）に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無に関わらず受理しないものとする。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。

5 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 工事費等内訳書には、工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称及び氏名その他必要な事項を記載し、押印をしなければならない。

7 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

8 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

(工事費等内訳書の作成)

第11条 工事費等内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は、原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格と入札金額の差額が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。また、積算価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の工事費等内訳書は、市の指定する様式により作成しなければならない。

3 工事費等内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(入札保証金の納付等)

第12条 入札参加者は、契約規則に定めるところにより、入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、指名通知書に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金を免除された者が落札者になった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することがある。

(入札書等の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書等の不受理)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、当該入札参加者に、入札書等不受理通知書により通知するとともに、当該受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 第10条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 指名通知書に示す提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3) 外封筒に第10条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札参加者は、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

5 入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認められないときは、入札辞退届を受理しない。

6 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第16条 受領した入札書の数に2に満たない場合は、当該入札を取りやめる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

3 入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第17条 開札は、指名通知書に示した日時及び場所において行う。

2 開札は、公開とし、立会人を1人以上立ち合わせて執行するものとする。

3 立会人は、入札者又はその代理人のみ認めるものとし、当該立会人が欠けたときは、当該入札事務に係りのない職員に立ち合わせるものとする。

4 開札執行回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

(入札書の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書
- (2) 中封筒が封かんされていない入札書

- (3) 中封筒に第10条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注機関名の記載が誤っている入札書
- (7) 金額の記入がない入札書
- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが指名通知書と一致しない入札書
- (11) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 市の指定する工事費等内訳書又は指名通知書において示した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16) 明らかに連合によると認められる入札書
- (17) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書
- (18) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した入札書
（落札者及び落札価格の決定）

第19条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者による当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格をあらかじめ設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（くじによる落札者の決定）

第20条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、施行令第167条の9の規定により、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（落札者への通知）

第21条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

（入札結果等の公表）

第22条 落札者の決定後は、速やかに、建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）第5条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供

するものとする。

- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(契約書等の提出)

第23条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内に指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第24条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第25条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年新座市条例第18号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第26条 入札参加者は、開札後、この心得、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

第27条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル(平成15年10月9日市長決裁)により対応する。

- 2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じたときは、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。この場合において、事情聴取の際に工事費等内訳書のすべてを提出するものとする。

(経営事項審査の受審の確認)

第28条 発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第29条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(指名競争入札への市民の監視)

第30条 新座市は、指名競争入札のより透明で競争性の高い環境を整備するため、入札に係る各種情報を公開している。入札参加者は、この趣旨を十分認識し、公正かつ責任ある態度で入札に参加しなければならない。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成19年9月14日決裁)

- 1 この心得は、平成19年10月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札「郵便方式」入札参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この心得は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月9日決裁）

この心得は、平成21年4月10日から実施する。

附 則（平成21年6月1日決裁）

この心得は、平成21年6月1日から実施する。

附 則（平成22年9月3日決裁）

- 1 この心得は、平成22年9月3日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この心得の実施の日までに指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日決裁）

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（令和元年9月27日市長決裁）

- 1 この心得は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札「郵便方式」参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月27日決裁）

- 1 この心得は、令和2年9月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札「郵便方式」参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日決裁）

- 1 この心得は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札「郵便方式」参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。